

沿岸域において太平洋クロマグロを採捕する漁業の再編整備に関する基本方針  
(相互扶助漁獲支援事業)

6 水管第 2314 号  
令和 7 年 1 月 27 日  
農林水産事務次官依命通知

1 再編整備の指針

(1) 再編整備の基本的考え方

太平洋クロマグロ（以下「クロマグロ」という。）の資源量は過去最低水準付近にあることから、中西部太平洋まぐろ類委員会（以下「WCPFC」という。）において、2015 年以降の管理措置として、30kg 未満のクロマグロの漁獲量を 2002-2004 年平均水準から半減させること及び 30kg 以上のクロマグロの漁獲量を 2002-2004 年平均水準から増加させないこと等の措置が合意された。我が国は、WCPFC における合意を踏まえ、クロマグロの資源管理に取り組んできており、2018 年からは海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）に基づく漁獲可能量（TAC）制度による管理を開始した。さらに 2020 年 12 月の漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、クロマグロを含む水産資源の管理は漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）に位置付けられたところである。このことにより資源は急速に回復し、WCPFC の回復目標は達成したものの、漁獲上限を遵守するための関係者の努力と負担は引き続き必要となる。

クロマグロの資源管理は、生物学的特性から小型魚を獲り控えることが重要である。そこで、小型魚から大型魚の漁獲への操業転換を促進することで小型魚依存の操業形態から脱却し、国際的な保存管理措置を遵守しつつ、漁業者の経営の継続を図ることが必要であることから、操業転換のための再編整備を実施することとする。

(2) 再編整備の対象

再編整備の対象となる漁業者は、沿岸域においてクロマグロを採捕する漁業者（クロマグロ以外の魚種を採捕することを目的としてクロマグロを採捕した漁業者も含む。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

ア クロマグロを採捕することを目的とする漁業について法第 57 条第 1 項、第 119 条第 1 項若しくは第 2 項又は水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく都道府県規則の許可を有する者

イ クロマグロを採捕することを目的とする漁業についての法第 120 条第 1 項又は第 121 条第 1 項の規定に基づく指示に定めるところにより、法第 134 条第 1 項に規定する漁業調整委員会の承認を受けている者

(3) 再編整備の実施期間

再編整備の終了年度は令和 9 年度とする。なお、WCPFCにおいて管理措置が継続される場合は、実施期間の延長を検討することとする。

2 再編整備のために講ずる措置の基本的内容

(1) 措置の対象漁業者

相互扶助漁獲支援事業交付金の交付を受けることができる者は、対象漁業者であって、次に掲げる要件を全て満たすもの（水産庁長官が特に認めるものを含む。）とする。

ア 対象漁業者によって構成される漁業者グループであること。

イ 沿岸域で太平洋クロマグロを採捕する漁業者間において、小型魚（30kg 未満）の獲り控えに協力（漁獲枠を抛出）する者（以下「甲」という。）に対する支援を目的として、小型魚から大型魚に漁獲対象を転換することにより利益を受ける漁業者（以下「乙」という。）が一定の額を事業資金に抛出していること。

(2) 措置の内容

ア 一般社団法人大日本水産会は、(1) の者に対して、国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 水漁第 1610 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び相互扶助漁獲支援事業実施要領（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 水管第 2969 号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）に基づき、相互扶助漁獲支援事業交付金の交付等を行うものとする。

イ 一般社団法人大日本水産会は、別紙 1 により以下の要件を満たすものと認める場合には、実施要領第 2 の 2 の (1) のオの交付決定を行うこととする。

(ア) 小型魚（30kg 未満）から大型魚に漁獲対象を転換する者がいること。

(イ) 漁獲対象を転換することについて、別紙 2 により都道府県知事の確認を得ていること。

(ウ) 乙が、実施要領第 2 の 2 の (1) のアの (ア) に基づき交付される「転換支援費」の 2 倍の額を甲に対して支払うことに同意していること。

ウ 一般社団法人大日本水産会は、申請のあった取組が実施要領第 2 の 2 の (2) のイの (ア) から (エ) までを満たすものと認める場合には、

当該規定に従い支払を行うこととする。

(3) 相互扶助漁獲支援費交付金の基準

相互扶助漁獲支援費交付金の額は、実施要領第2の2の(1)のイの(イ)に規定する別記様式第9号別添の2助成金の額において、交付等要綱第11の2の事業資金として拠出した漁業者等負担分を限度に大日本水産会助成分とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(4) 違反漁業者等に対する取扱い

再編整備実施期間中に、一般社団法人大日本水産会は、対象漁業者が以下に該当する場合には交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

ア 本事業に関する取組において漁業関係法令に違反する行為により刑に処されたこと又は行政処分（法第28条の規定による処分を除く。）を受けたことが判明した場合

イ 交付等要綱若しくは実施要領に基づく処分又は指示に違反した場合

ウ 再編整備に関して、不正、事務手続の遅延、その他不当な行為をした場合

エ 対象漁業者等又はその所有する若しくは使用する漁船が、違法・無報告・無規制漁業（以下「IUU 漁業」という。）に従事したとして世界貿易機関に通報された場合又は地域漁業管理機関が作成する IUU 漁業に関する一覧表に掲載された場合

附 則（令和7年1月27日付け6水管第2314号）

1 この通知は、令和7年1月27日から施行する。

(別紙1)

太平洋クロマグロの相互扶助漁獲支援に係る取組状況について

漁業者グループ名

代表者氏名

1 通常の操業形態

(注) 通常の操業形態について、対象魚種、操業方法などを具体的に記載すること。

2 漁獲対象の転換内容

(注1) 漁獲対象転換の内容について、乙の氏名、小型魚から大型魚にどの程度の漁獲枠を振り替えるのか等、具体的に記載すること。

(注2) 漁業者グループ内で複数の取組を行う場合は、それぞれの取組について記載すること。

3 本事業（相互扶助漁獲支援）で対応が必要な理由

(注1) 2に記載した取組では対応ができず、さらに相互扶助漁獲支援を行う必要がある理由を具体的に記載すること。

(注2) 乙が、2の(2)のイの(ウ)の内容に同意していることがわかる資料を添付すること。

(別紙2)

年 月 日

漁獲対象を転換することに係る確認書

〇〇知事 殿

漁業者グループ名  
代表者氏名

1 漁獲対象の転換内容

--

(注1) 操業転換の内容について、操業転換を行う者、小型魚から大型魚にどの程度の漁獲枠を振り替えるのか等、具体的に記載すること。

(注2) 漁業者グループ内で複数の取組を行う場合は、それぞれの取組について記載すること。

---

漁業者グループ名  
代表者氏名 殿

報告のあった漁獲対象の転換内容について確認しました。

以 上

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 知事 ○ ○ ○ ○